

給水装置工事に係る取扱要綱

平成11年2月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第1号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ	
総目次	目1から目2まで	1	目1から目2まで	1	追録加除整理一覧表の次へ	
第1部	目1から目4まで	2	目1から目4まで	2	第1部表紙の次へ	
	13から22まで	5	13から22-2まで	7	12 の次へ	
	45から46まで	1	45から46まで	1	44 の次へ	
	59から62まで	2	59から62まで	2	58 の次へ	
	65から67まで	2	65から67まで	2	64 の次へ	
第2部	目1から目2まで	1	目1から目2まで	1	第2部表紙の次へ	
	1から2まで	1	1から2まで	1	目2 の次へ	
	5から12まで	4	5から12まで	4	4 の次へ	
	_____	_____	8. 私設消火栓等の取扱	1	56 の次へ	
	_____	_____	57から60まで	2	8. 私設消火栓等の取扱の次へ	
第4部	目1	1	目1	1	第4部表紙の次へ	
第5部	目1から目2まで	1	目1から目2まで	1	第5部表紙の次へ	
	(3) 給水装置工事検査申請関係	1	(3) 給水装置工事検査申請関係	1	14 の次へ	
	17から20まで	2	17から20まで	2	16 の次へ	
参考資料	上水道	5から8まで	2	5から8まで	2	4 の次へ
		27から28まで	1	27から28まで	1	26 の次へ
	下水道	5から6まで	1	5から6まで	1	4 の次へ

【取扱一】

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
3. 給水方式	3
4. 計画使用水量	4
5. 給水装置工事の施工	23
6. 製図	55
7. 給水装置工事設計審査	60
8. 給水装置工事検査	60

第2部 給水装置工事手続等の取扱

1. 手続等業務のフロー	1
2. 申請の手続	3
3. 手数料の取扱	13
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	21
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	23
6. 中層建築物直結給水の取扱	31
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	43
8. 私設消火栓等の取扱	57

第3部 給水装置工事材料の取扱

1. 給水装置の構造および材質	1
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	2
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	3
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	3
5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定（配水管等の取付口から水道メーターまで）	9

第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 経過措置	5

第5部 申請書等の様式

申請書等の様式

(参考資料)

函館市水道事業関係例規

函館市下水道事業関係例規

第1部 給水装置工事に係る基本事項

1. 目的	1
2. 給水装置の概要	1
(1) 用語の定義	1
① 給水装置	1
② 給水装置工事	1
③ 給水装置の種類	1
④ 配水管	1
⑤ 閉栓	2
⑥ 開栓	2
(2) 給水装置工事の種類	2
① 新設工事	2
② 改造工事	2
③ 撤去工事	2
④ 修繕工事	2
3. 給水方式	3
(1) 直結式給水	3
① 3階建てまでの直結給水	3
② 4から5階建てまでの直結給水	3
(2) 受水槽式給水	3
① 受水槽式給水としなければならない場合	3
② 共同住宅等の受水槽式給水の取扱	3
(3) 直受併用式給水	3
4. 計画使用水量	4
(1) 計画給水量の算定	4
① 基本事項	4
② 直結式給水量	4
③ 受水槽式給水量	4

(2) 設計水圧	5
(3) 給水管口径の決定	5
① 基本事項	5
② 損失水頭	5
③ 管内流速	6
④ 給水栓数の取扱	6
⑤ 損失水頭計算書の提出	6
⑥ 使用する給水管の口径（分岐からメーターまで）	6
・ ウェストン公式図表	7
・ 動水勾配早見表（ウェストン公式）	8
・ ヘーゼン・ウィリアムス公式図表（ $C=110$ ）	9
(4) 水道メーター設置基準	10
① 用語の定義	10
② メーターの貸与	10
③ メーターの設置	10
④ メーターおよびメーターボックスの設置位置	12
⑤ メーターの選定等	13
⑥ メーター口径	14
⑦ メーター口径の減径	15
⑧ メーター設置配管	15
⑨ メーターボックス等の設置	21
⑩ メーターボックス等の構造	21
⑪ 電子メーターの設置等	22
(5) 特殊器具等の設置	22-1
① 高圧洗車機	22-1
② 浄水器	22-1
③ 消防用設備	22-2
④ 冷凍機・冷房機	22-2
⑤ 洗米機・ボイラー等	22-2
⑥ 太陽熱温水器	22-2

⑦ その他の器具等	2 2-2
5. 給水装置工事の施工	2 3
(1) 土木工事	2 3
① 現場管理	2 3
② 道路掘削工事の施工	2 4
③ 道路復旧工事の施工	2 5
④ 標準復旧断面図	2 6
(2) 管工事	3 7
① 鋳鉄管施工基準	3 7
② ポリエチレン管施工基準	4 2
③ 分岐工事	4 6
④ 計画断水作業	4 7
⑤ 凍結防止方法	4 8
⑥ 修繕工事	5 3
6. 製図	5 5
(1) 作図方法および様式	5 5
① 方法	5 5
② 位置図	5 5
③ 平面図	5 5
④ 立体図	5 6
⑤ 様式	5 6
⑥ その他	5 6
(2) 表示記号	5 7
① 給水管および給水器具類	5 7
② 管種	5 8
③ 管径	5 8
④ 弁類	5 8
⑤ 異形管類 (K形の場合)	5 9

7. 給水装置工事設計審査	60
(1) 設計審査申請図書	60
(2) 設計審査申請の承認通知	60
8. 給水装置工事検査	60
(1) 工事検査申請図書	60
(2) 分岐工事の立会検査	61
① 分岐工事の立会検査区分	61
② 分岐工事の時期	61
(3) 通水作業の立会検査	62
① 通水作業の立会検査区分	62
② 通水方法	62
③ その他	63
(4) 水圧試験	64
① 試験要領	64
② 試験方法	64
(5) 水道局が行う完成検査	66
① 立会完成検査	66
② メーター以下の給水装置の検査項目	66
③ 水質検査	66
④ 路面復旧の確認	66
⑤ 立会を必要としない検査	66
⑥ 現場検査の省略	67
(6) 指定事業者が行う完成検査	67
(7) 水質試験	67
① 基本事項	67
② 新設铸铁管布設工事の水質試験	67
③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）	67

⑤ メーターの選定等

新たに設置するメーターの器種は、原則として口径13mm～口径40mmは直読メーター、口径50mm以上は電子式遠隔表示装置付水道メーター（以下「電子メーター」という。）とする。また函館市水道局が採用するメーターの器種は、次のとおりとする。



⑥ メーター口径

メーターは、適正な計量を確保するため、メーター型式別使用流量基準表の範囲内のものを選定する。

メーター型式別使用流量基準表

口径	メーター型式	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時的使用の許容流量 (m ³ /h)		一日当り使用時間流量 (m ³ /h)		一ヶ月当り 使用量 (m ³ /月)	給水栓数	同時使用栓数
			一日一時間 以内使用の 場合	瞬時的使用 の場合	一日使用時 間の合計が 5時間	一日使用時 間の合計が 10時間			瞬時的 使用時
13	接線流	0.1~0.8	1.0	1.5	3	5	85	2~4	2
20	"	0.2~1.6	2.0	3.0	6	10	170	5~15	3
									4
25	"	0.23~1.8	2.3	3.4	7	11	190	16~20	4
									5
40	たて形軸流	0.3~7.2	9.0	12.0	24	39	700	21~30	6
									17
50	統一型電子 式たて形 軸流	2.0~12	25.0	37.0	56	90	2,100		51
75	"	4.0~24	50.0	75.0	112	180	4,200		
100	"	6.0~36	80.0	120.0	180	288	6,700		
150	メーカー型 電子式 たて形軸流	6.0~90	150.0	225.0	340	540	12,500		
200	"	10.4~156	260.0	390.0	585	936	21,700		

⑦ メーター口径の減径

建物改造，営業用から家庭用への用途変更などにより，既設メーターの口径を減径する場合は，直近の使用水量の実績が，減径するメーター口径のメーター型式別使用流量基準表の範囲内であること。

⑧ メーター設置配管

メーターおよび逆止弁を設置する場合，次にあげる寸法表および標準配管図をもとに施工すること。

ア メーター設置までの仮接続の措置

メーターを設置するまでの間，取付箇所に水道局が貸与するスパンゲージ棒を設置すること。

イ スパンゲージ棒の取扱

(ア) 水道局が貸与する以外のものを使用してはならない。

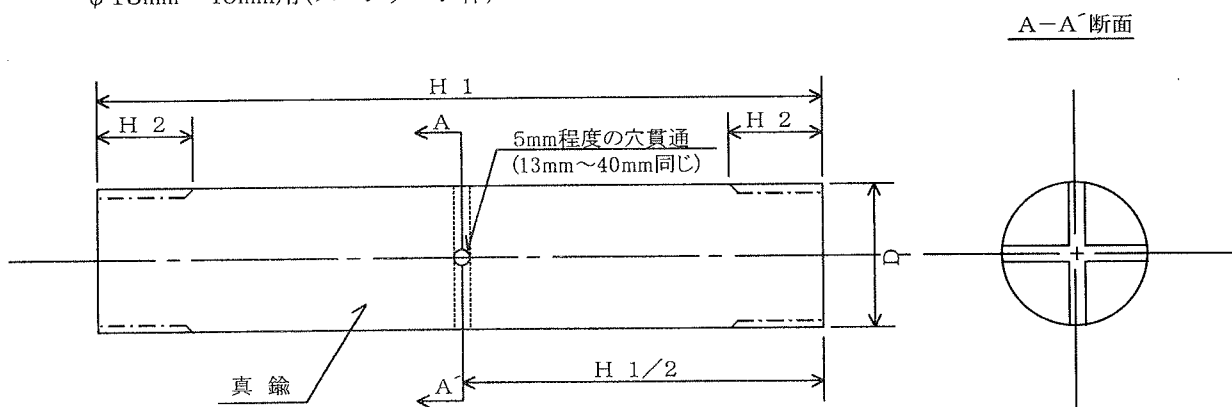
(イ) 給水装置工事申込の際に貸与する。

(ウ) 完成立会検査のとき検査員に返納する。

(エ) 亡失またはき損したときは，貸与品と同様のものを製作し返納する。

スパンゲージ棒 詳細図

φ13mm～40mm用(スパンゲージ棒)



口径	H 1		H 2		D(mm)	使用する材料の径
	長さ(mm)	長さの許容	長さ(mm)	ネジの呼び		
13	100	+0	14	PF3/4	26.441	27
		-0.5				
20	190	+0	16	PF 1	33.249	34
		-0.5				
25	225	+0	18	PF1/4	41.910	42
		-0.5				
40	245	+0	26	PF 2	59.614	60
		-0.5				

【取扱一】

ウ メーター設置配管

(ア) 口径13mmから25mmまでは，鳥居型配管を原則とする。ただし，複数のメーターを設置する場合は，直線型配管にすることができる。

(イ) 口径40mm以上は，直線型配管を原則とする。

エ メーターおよび逆止弁寸法表

(7) メーター接続寸法 (口径 13mm～50mm)

a 寸法算出基準

(a) 伸縮型甲止水栓は、協会型規格の伸縮ソケットのびきり寸法とした。

(b) ねじ込み部分は、100%の入り込みとした。またパッキン厚さは無視する。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	伸縮型甲止水栓 (b)	メーター (c)	ユニオンパイプ (d)	ニップル (e)	逆止弁 (h)	スルースバルブ (f)	フランジ (g)	予備代 (お) (i)
13	30	112	100	50	—	—	—	—	35
20	30	130	190	60	—	77	65	—	40
25	30	143	225	70	—	85	70	—	45
40	30	164.5	245	90	30	124	90	—	50
50	30	211	560	—	60 (ニップル2個)	125	100	25	60

c 接続別寸法表 (単位 mm)

口径	メーターのみ設置	メーター・逆止弁設置	逆止弁のみ設置
	$L = a + b + c + d + i$	$L = a + b + c + d + e + f + g + h + i$	$L = a + b + e + h + d + f + g + i$
13	327	—	—
20	450	592	—
25	513	668	—
40	579.5	793.5 (e:ニップル除く)	578.5
50	886 (a+b+c+d+f)	1,171	611

(イ) メーター接続寸法 (口径75～150mm)

a 寸法算出基準

- (a) 口径75mm以上のメーター設置には、すべて逆止弁を設置する。
- (b) メーターのビクトリックジョイント部は、空き状態としパッキン厚さは無視する。
- (c) 予備代は算出上の寸法である。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	仕切弁 (b)	両フランジ短管 (f)	逆止弁 (e)	メーター (c)	両フランジ短管 (f)	短管2号 (i)	予備代 (g)
75	100	240	500	240	630	—	700	150
100	100	250	500	290	750	—	700	150
150	100	280	500	410	1,000	500	700	150

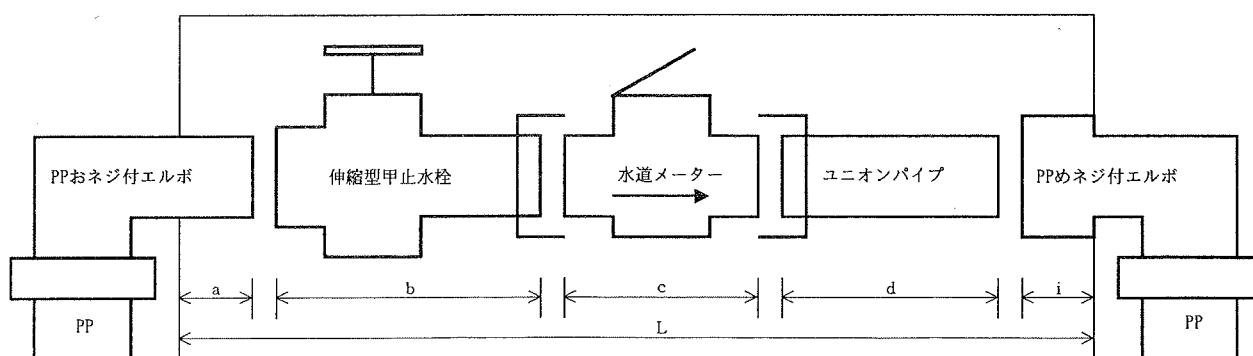
c 接続別寸法表 (単位 mm)

口径	メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置	
	L = a + e + c + b + g		L = a + b + e + b + g	
75	1,360	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,430	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
100	1,290	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,240	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
150	1,660	〃	1,360	〃

※ 口径75mm以上の逆止弁は、JISスイング式フランジ型とする。(水道用規格でないためフランジ穴指定が必要)

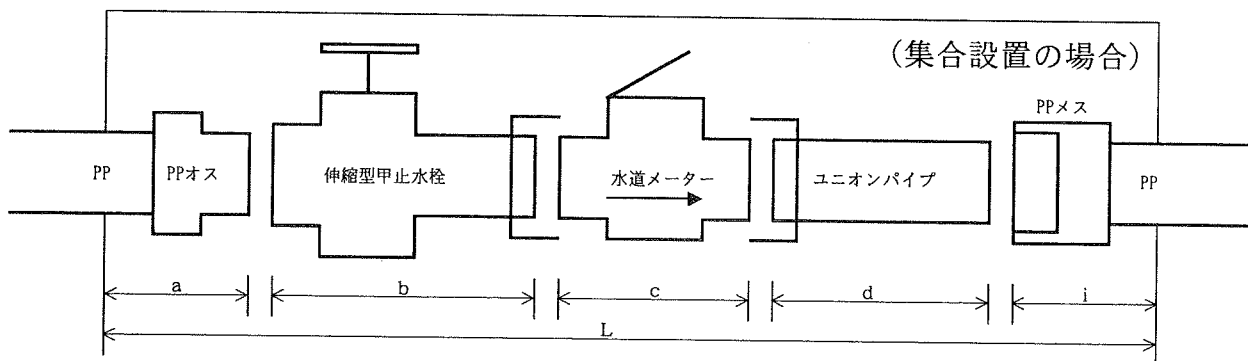
オ メーターおよび逆止弁設置配管標準図 (埋設屋外設置)

(ア) 口径13mm～25mm 1～2階直結のメーター設置配管 (伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。)



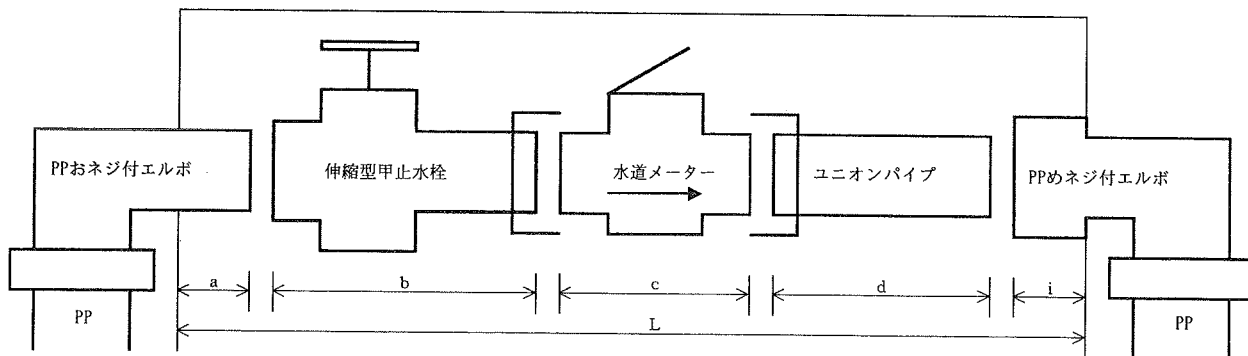
【取扱一】

(イ) 口径13mm～40mm 1～2階直結のメーター設置配管（B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

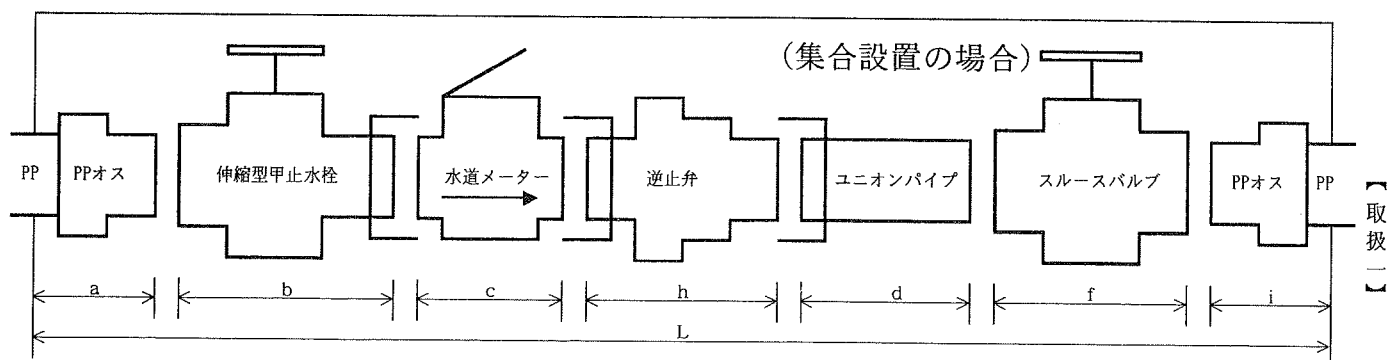


(ウ) 口径20mm～25mm 3階直結のメーター設置配管（伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。なお、B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

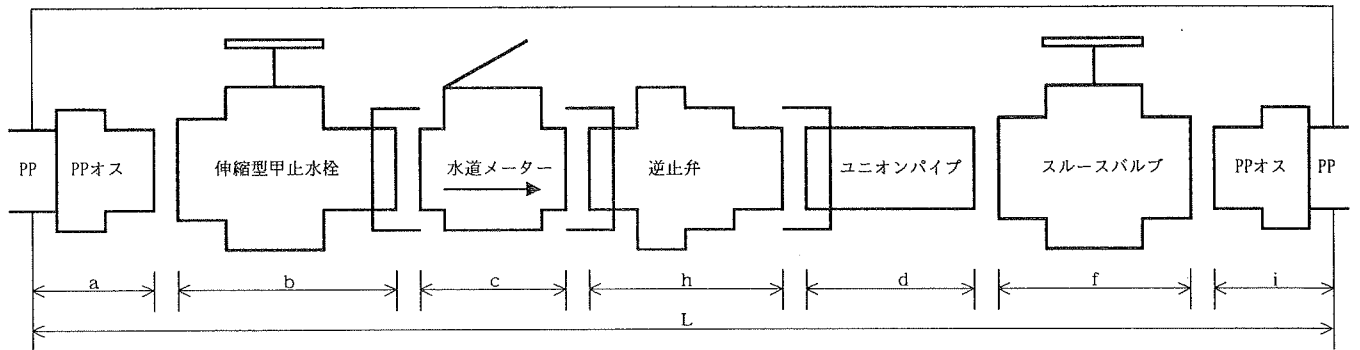
((イ)参照)



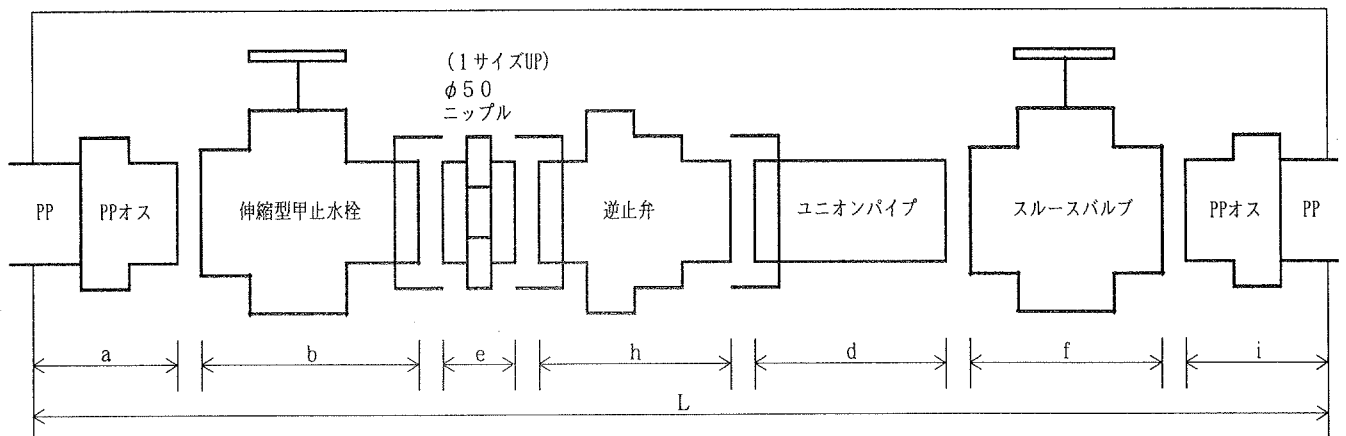
(I) 口径20mm～25mm 4～5階直結メーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



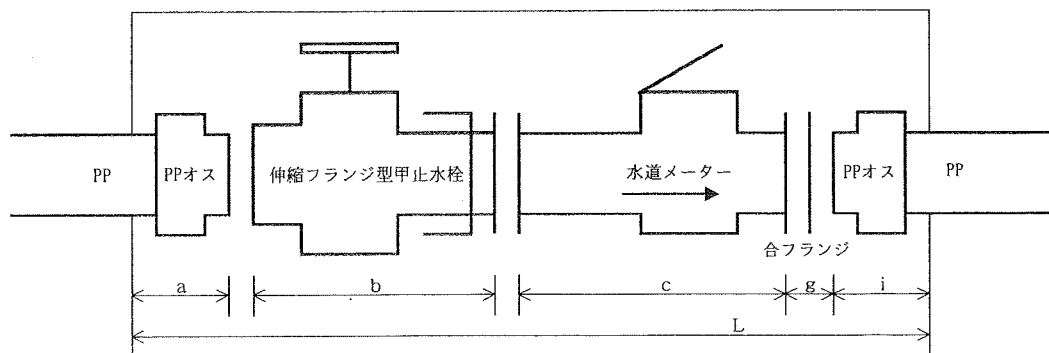
(オ) 口径40mm 3～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



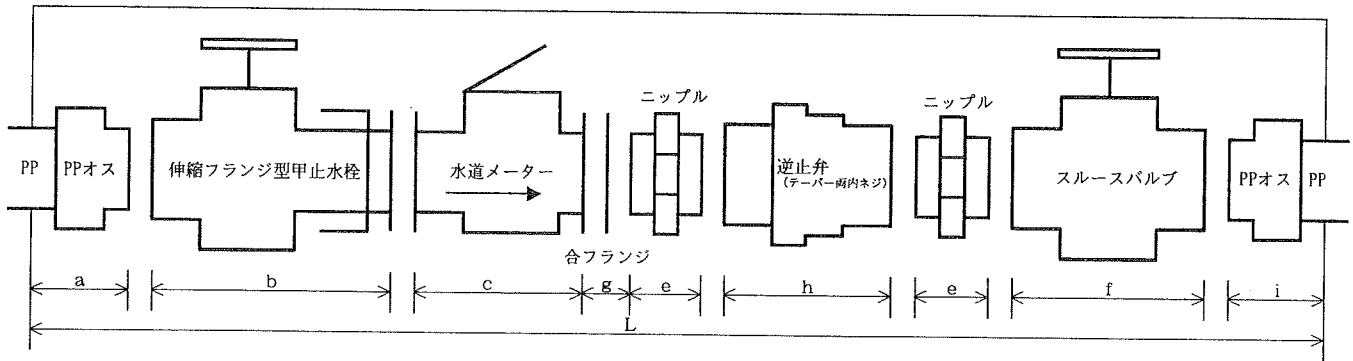
(カ) 口径40mm 3～5階直結の逆止弁のみ設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



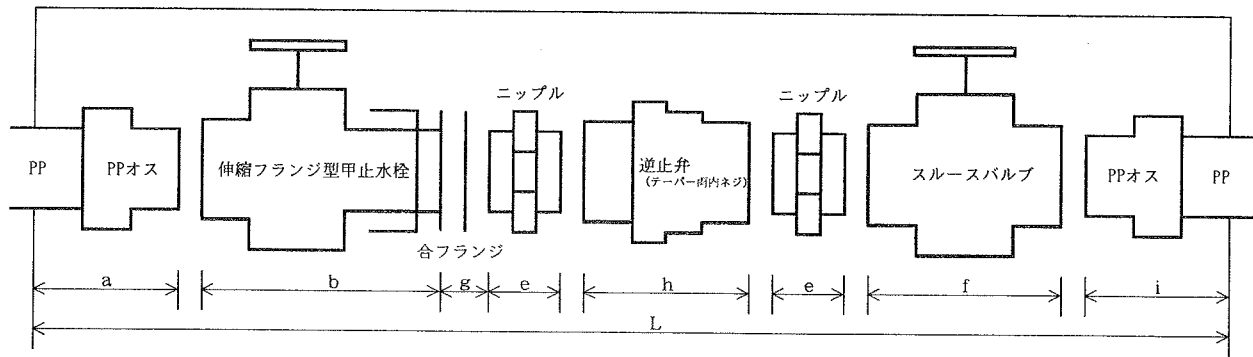
(キ) 口径50mm 1～2階直結のメーターの設置配管



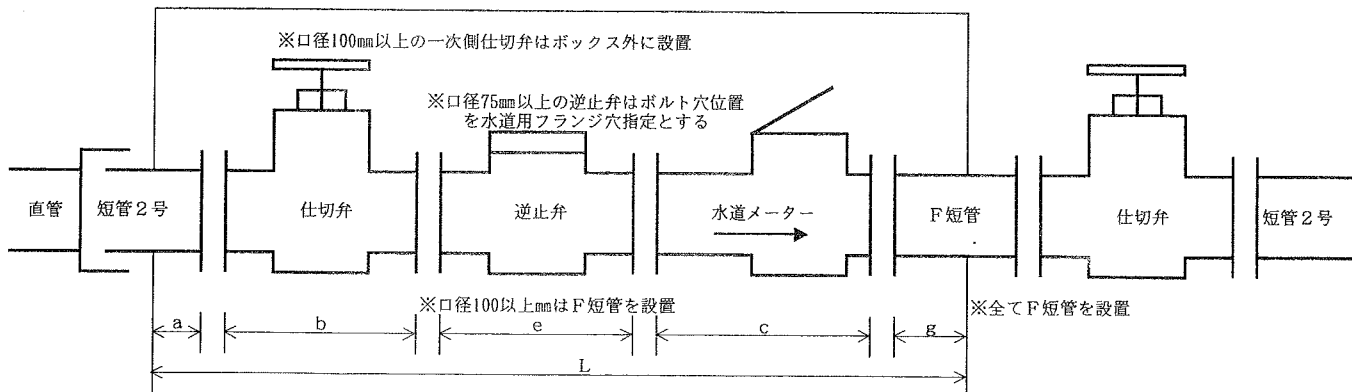
(ク) 口径50mm 3～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、両口ともテーパ内ネジ型とする。）



(ケ) 口径50mm 3～5階直結の逆止弁のみ設置配管（逆止弁は、両口ともテーパ内ネジ型とする。）

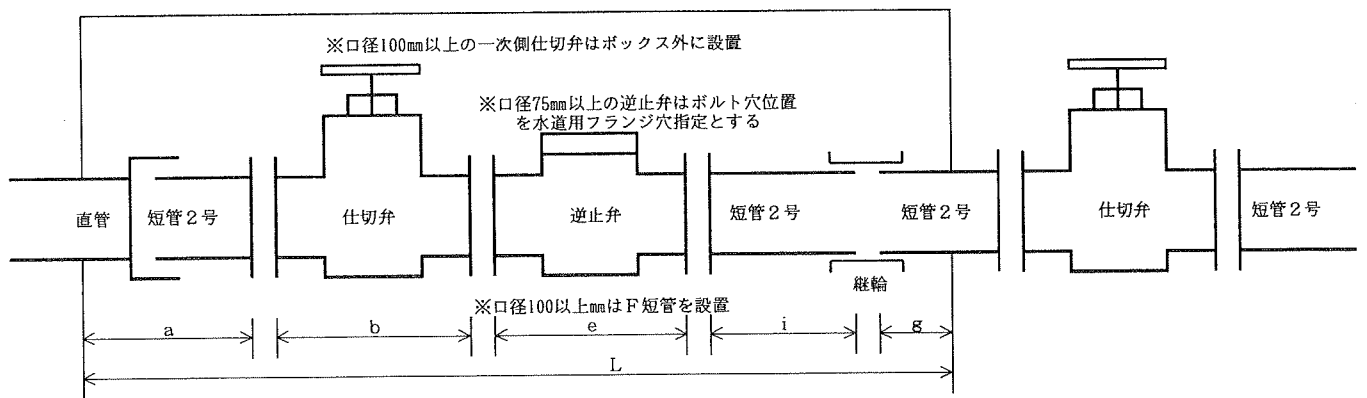


(コ) 口径75mm以上 1～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管



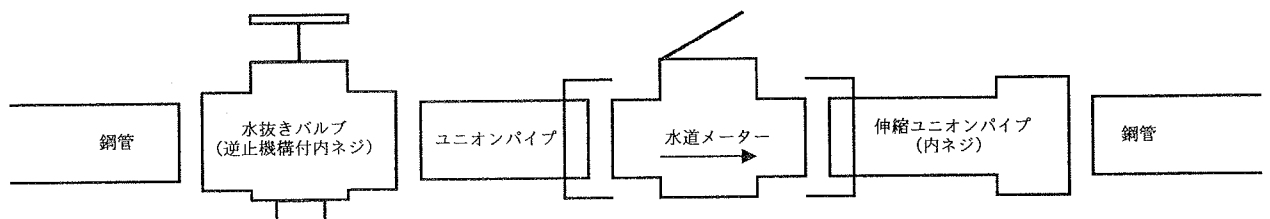
【取扱】

(サ) 口径75mm以上 1～5階直結の逆止弁のみ設置配管

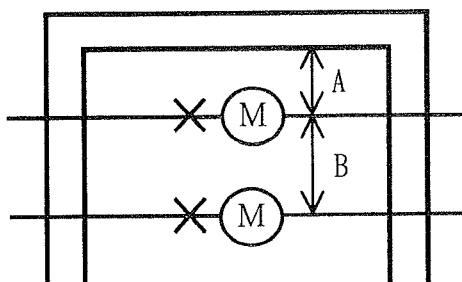


カ 管理者が認める中層建築物の直結給水および受水槽式給水による共同住宅等の特例検針建物の場合の設置配管標準図（屋内設置）

(7) 口径20～25mm共同住宅各戸パイプシャフト内のメーターと逆止弁の設置配管（水抜きバルブは、逆止機構付内ネジ型とする。また伸縮ユニオンパイプは、内ネジ型とする。）



キ 複数のメーターを同一箇所に設置する場合のメーター間の適正寸法は、以下のとおりとする。



口径	13mm	20mm	25mm	40mm
A寸法 (単位 mm) 側面よりメーターまでの 最低寸法	75以上	75以上	100以上	150以上
B寸法 (単位 mm) メーター間最低寸法 取替作業最低寸法	150以上	150以上	200以上	300以上

⑨ メーターボックス等の設置

- ア メーターは、メーターボックスの中心線上に位置するよう設置すること。
- イ メーターボックスは、沈下することがないように十分に基礎を堅固にし、また凍上のおそれがある場所については、位置のずれや傾斜をきたさないようにすること。
- ウ メーターボックス内に雨水、汚水等が流入しないよう、設置すること。
- エ メーターを鳥居配管とする場合は、エルボ部分にメーターボックスがかからないよう設置すること。また止水栓、仕切弁のネジ部およびフランジ部分に、メーターボックスがかからないよう据え付けること。

⑩ メーターボックス等の構造

- ア メーターボックスは、鋳鉄製、合成樹脂製（FRP、ABSなど）またはコンクリート製の管理者が認めたものとする。
- イ 屋外にメーターを設置する場合は、管理者の指定する保護ボックスを取り付けること。
- ウ メーターを複数同一箇所に設置する場合、コンクリート製のピット等を作製してよいものとする。この場合蓋は、検針およびメーターの取替が容易な構造とし、大きさおよび防寒、防水等防護措置については、管理者と十分打ち合わせる事。
- エ メーターボックス寸法と対応メーター口径は、次のとおりとする。

名称	対応口径	メーターボックス内寸法（単位 mm）			摘要
		L（）は上部寸法	W（）は上部寸法	H	
A-中	13mm～20mm	(420)480	(320)380	450	各口径1個のみ設置
A-大	25mm	(535)610	(320)395	450	〃
B-1	13mm～25mm	560	410	200	各口径1個のみ設置（Aボックス同時使用）
B-2	13mm～40mm	700	407	650	13mm～20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 1個設置
B-3	13mm～40mm	700	600	650	13mm～20mm 4個設置 25mm 3個設置 40mm 2個設置
B-4	13mm～50mm	900	700	650	13mm6個設置 20mm5個設置 25mm4個 設置 40mm3個設置 50mm1個設置
T-1	50mm～75mm	1,000	700	850	各口径1個のみ設置
T-2	50mm～150mm	1,500	700	850	〃
T-3	150mm	1,800	900	1,150	〃
保護ボックス	13mm～40mm	540	390	200×300	軽量コンクリート製（Aボックス同時使用）
保護ボックス（蓋）	—	600	450	—	ABS製
保護ボックス（蓋）	—	600	450	—	縞鋼板製（枠付き）

オ メーターボックスおよび配管寸法は、次のとおりとする。

口径	メーターのみ設置		メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置		摘要
	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	配管寸法 (単位mm)	対応ボックス	
13mm	327	A-中+B-1 A-中+保護ボックス	—	—	—	—	Aボックス使用の際Bボックス または保護ボックスを同時使用
20mm	450	A-中+B-1 A-中+保護ボックス	592	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	—	—	〃
25mm	513	A-大+B-1 A-大+保護ボックス	668	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	—	—	〃
40mm	579.5	B-2	793.5	T-1	578.5	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	〃
50mm	886	B-4 T-1	1,171	T-2	611	B-2 (A-大+B-1) A-大+保護ボックス	〃
75mm	—	—	1,360	T-2	1,430	T-2	2次側仕切弁はボックス外に設置
100mm	—	—	1,290	T-2	1,240	T-2	1, 2次側仕切弁はボックス外に設置
150mm	—	—	1,660	T-3	1,360	T-2	〃

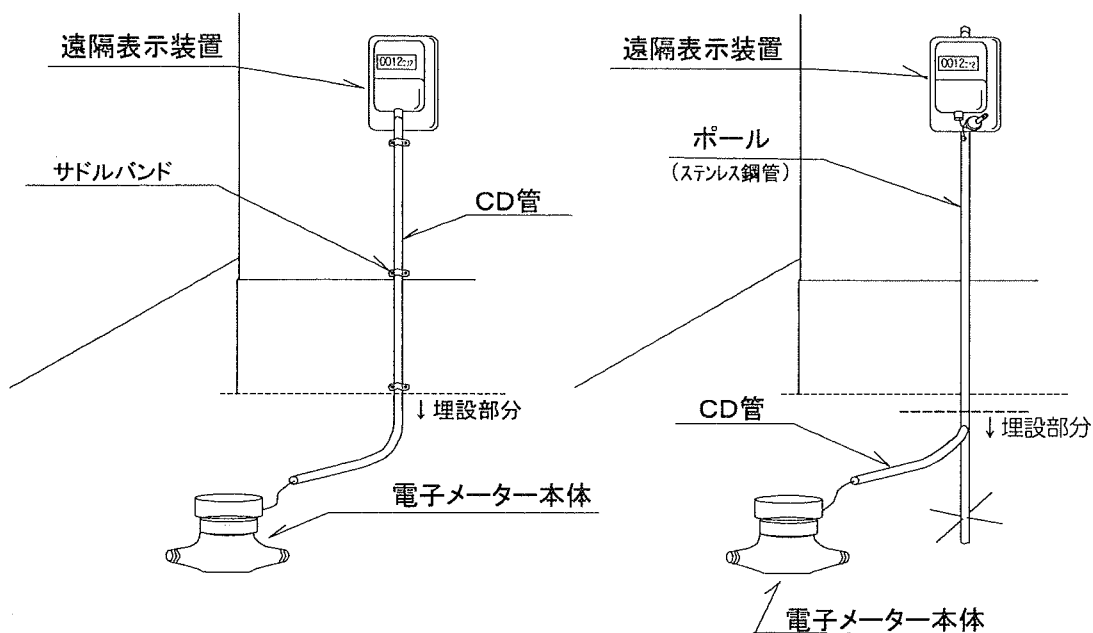
⑪ 電子メーターの設置等

ア 電子メーターの設置は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 電子メーター本体の設置は、取替および点検が容易にでき、凍結のおそれのない場所とする。
- (イ) 遠隔表示装置は、建物の壁に設置すること。なお、建物の壁等に設置が困難な場合は、ポール設置式とすることができる。また、遠隔表示装置設置高さは、地上より1.5mとする。
- (ウ) 伝送線の保護管は、CD管口径22mmを使用し、埋設する場合は深度を30cm以上とし、壁に取り付ける場合はサドルバンドで確実に固定する。
- (エ) ポール設置の場合は、局の指定するステンレス鋼管口径25mmのポールを使用し、内部を伝送線の保護管が貫通するよう組み立て、ポールの上端部の防水処理および転倒防止の措置をする。
- (オ) 伝送線の配線総延長は、おおむね7m以内とする。
- (カ) 電子メーターを設置する場合であってもメーターボックスは設置する。

・ 壁に設置する場合

・ ポール設置の場合



※ メーターボックス類は省略しています。

イ 電子メーターを設置する場合の費用の負担区分は、次のとおりとする。

- (ア) 設置する電子メーター本体、遠隔表示装置およびこれらの付帯品（ボルトナット、封印線、封印玉、パッキン等）は、局が貸与する。
 - (イ) メーターの設置およびその他付帯する工事（保護管の設置など）に係る費用は、すべて設置者の負担とする。
- ただし、既設のもので計画取替によるものは、局の負担とする。

(5) 特殊器具等の設置

① 高圧洗車機

加圧された洗剤およびワックスの混合水が逆流するおそれがあるため、受水槽式（シスタンク等）給水とする。

② 浄水器

性能基準は、JWWAS102の基準によること。

なお、浄水器以降の水は、水道水中の溶存物質などを除去するため、給水栓から流出する水は、水道水として取り扱われない。

ア I形は、給水栓、他の末端給水器具の一次側直近に取り付けて、常時圧力が浄水器に作用するため、逆流防止弁を設置すること。

イ II形は、給水栓の二次側に取り付けて、常時圧力が作用しないこと。

【取扱】

③ 消防用設備

消防法および同法施行令ならびに同法施行規則に規定する消火設備の設置は、受水槽式給水とする。

なお、私設防火水槽および地上式消火栓については、私設消火栓等の取扱いの基準により設置する。

④ 冷凍機・冷房機

断水による損害が生じやすいため、受水槽式給水とする。

⑤ 洗米機・ボイラー等

飲用に供されない器具は、受水槽式給水とする。

⑥ 太陽熱温水器

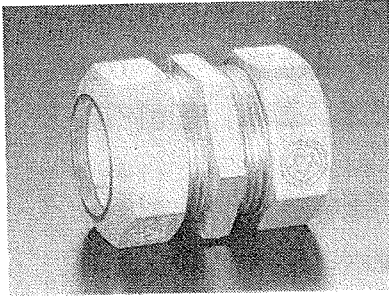
太陽熱温水器の種類	設置上の取扱い
①間接加熱式 (強制循環式) ②直接加熱式 (自然流下式) ③直接加熱式 (強制循環式)	1 集熱器、貯湯タンクは、各々が給水装置用材料に該当するため、性能基準適合品を使用する。 ③直接加熱式(強制循環式)の循環装置は集熱器または貯湯タンクとセットで指定している。 2 貯湯湯沸器と同様に減圧弁、逆止弁、安全弁を設置する。
④汲置式 ⑤自然循環式 ⑥受水タンク式 (強制循環式)	1 この方式は、受水タンク以下装置によって給水する方式であることから、温水器としては給水装置用材料に指定していない。(受水タンク内のボールタップまで給水装置の適用) 自然循環式の場合、受水タンクと貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとする。 2 この温水器の給湯と直結水との器具による混合は認めない。

⑦ その他の器具等

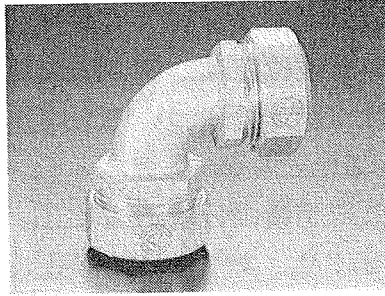
給水装置に使用するものは、性能基準適合が証明されたものでなければならぬ。

B形継手の形状と名称

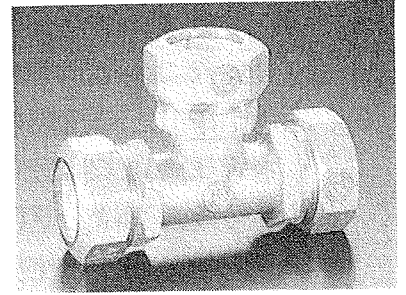
ソケット



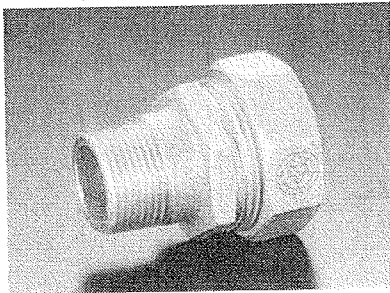
エルボ



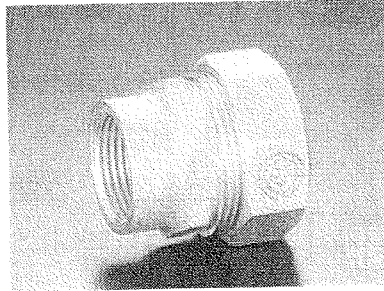
チーズ



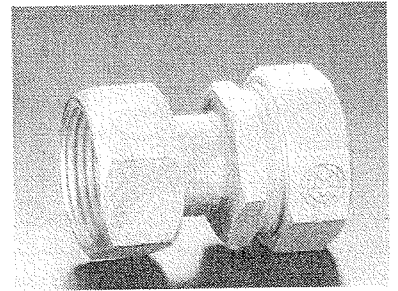
おねじ付ソケット



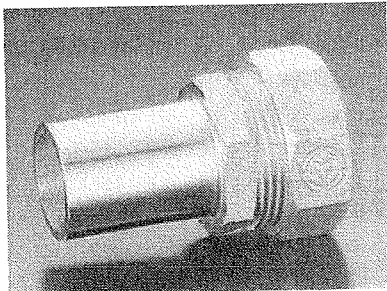
めねじ付ソケット



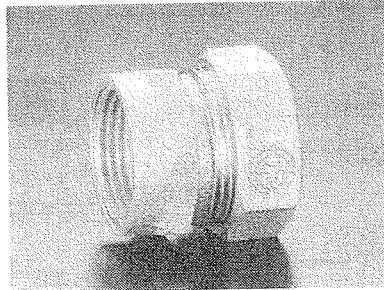
メーター用ソケット



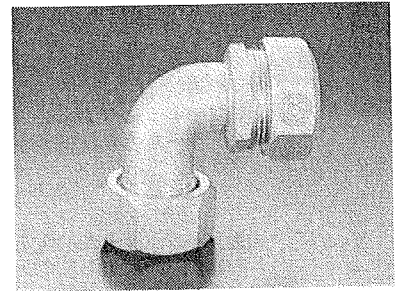
銅・鉛管用ソケット



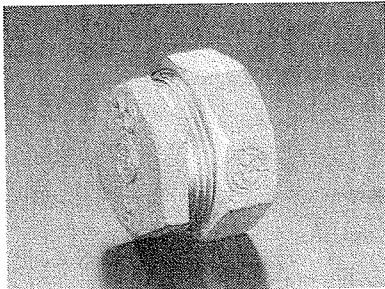
分・止水栓用



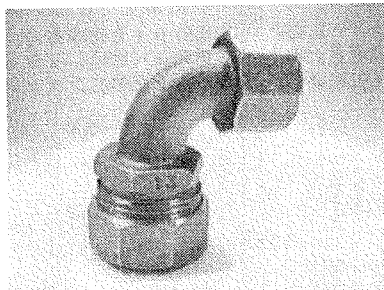
分水栓用 90°



パイプエンド



めねじ付エルボ



おねじ付エルボ

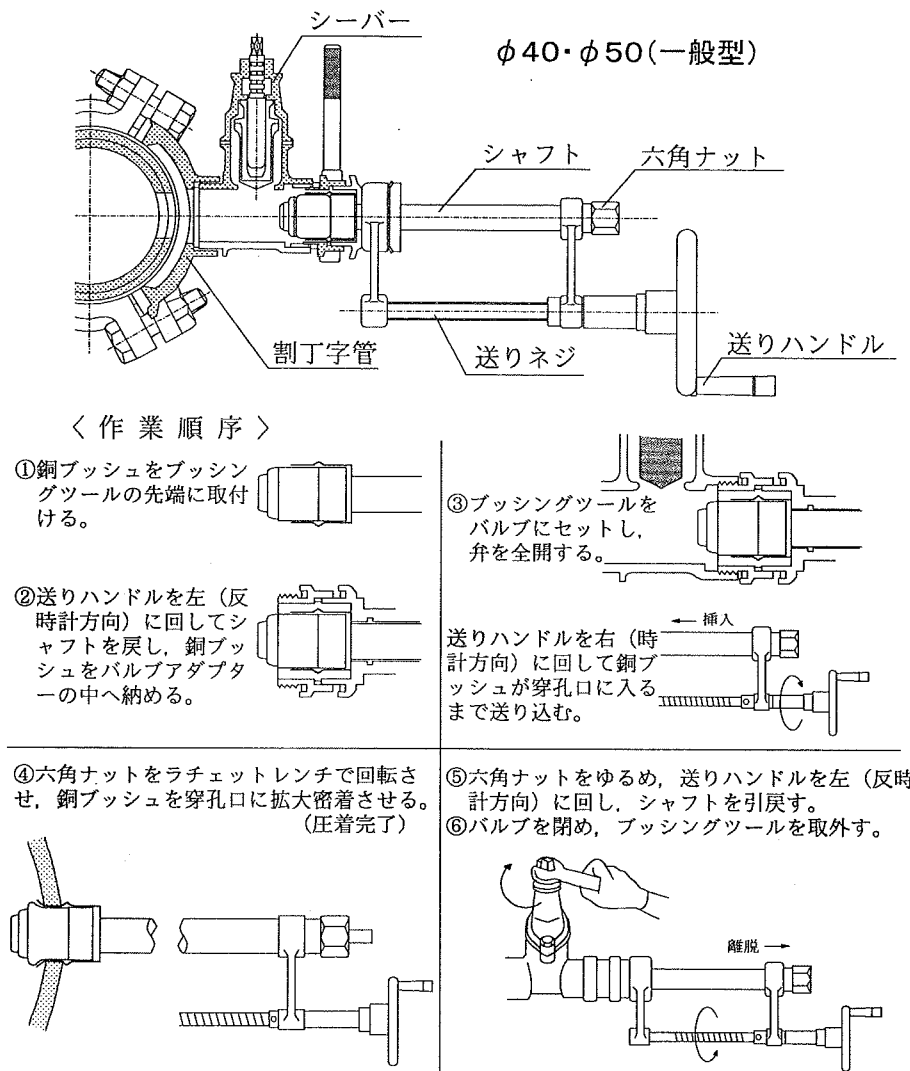


③ 分岐工事

ア 鋳鉄管からの分岐

- (ア) 分岐の口径は、原則として配水管の口径より小さい口径とすること。
- (イ) 分岐は、配水管等の直管部から行い、異形管からの分岐をしてはならない。なお、配水管からの分岐位置は、他の給水装置の分岐位置から30cm以上離し、公道内における給水管についても同様とする。また、宅地内給水管については20cm以上とする。
- (ウ) 分岐工事は、原則として不断水分岐工法とし、割丁字管および水道用サドル付分水栓を使用すること。また、分岐穿孔した通水口には、防錆コアを挿入すること。

割丁字管防錆コア挿入方法（例）



- (イ) 不断水工事を行う際は、既設管の管種、外径、真円度、使用水压等を確認し、割丁字管の分岐口は水平に取付けることを原則とする。
- (ロ) 既設管の取付け箇所はあらかじめ清掃し、管肌を滑らかにしてゴムパッキンのねじれ、はずれを防ぐこと。

⑤ 異形管類 (K形の場合)

名 称	記 号	名 称	記 号
二 受 T 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
三 受 十 字 管		さ し 受 片 落 管	
フ ラ ン ジ 付 T 字 管		受 さ し 片 落 管	
曲 管		排 水 T 字 管	
継 輪		ラ ッ パ 管	
乙 字 管		栓	
短 管 1 号		離 脱 防 止 金 具	
短 管 2 号		不 断 水 割 T 字 管	

(注) A, S II 形等の場合は, それぞれの継手記号を用いて表すこと。

7. 給水装置工事設計審査

(1) 設計審査申請図書

- ① 給水装置工事申込書
- ② 給水装置所有者分岐承諾書（個人等が所有する給水管から分岐して給水装置を設置する場合、工事申込書の裏面に承諾を得ること。）
- ③ 給水装置工事（設計）・使用 材料書
- ④ 水理計算書（当該取扱で提出を定めている工事の場合）
- ⑤ 給水装置工事設計図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 設計審査申請の承認通知

提出された給水装置工事申込書の設計審査申請に対し、審査の結果を給水装置工事承認通知書により7日以内に通知する。

8. 給水装置工事検査

(1) 工事検査申請図書

- ① 給水装置工事検査申請書
- ② 給水装置工事 設計・（使用）材料書
- ③ 給水装置工事竣工図
 - ア 一般住宅等：分岐から末端給水栓までの平面図，立体図，位置図
 - イ 開発行為等：給水管布設平面図，配管接続図，位置図
- ④ 水圧試験記録表
- ⑤ 工事竣工検査表
- ⑥ 給水装置工事写真
 - ア 宅地内工事写真
 - イ 道路内工事写真
- ⑦ 道路占用工事完了届
 - ア 占用工事完了届
 - イ 届に添付する写真
- ⑧ その他必要と認める写真

(2) 分岐工事の立会検査

① 分岐工事の立会検査区分

指名給水装置工事主任技術者（以下「指名主任技術者」という。）の立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径 (mm)	分岐する管	口径 (mm)	分岐材料	立 会 検 査		
					公道	私道	宅地内
鑄 鉄 管	75～350	ポリエチレン管	20～25	サドル付分水栓	○	×	×
			40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	○	×	×
		鑄鉄管	75 以上	割丁字管	○	○	○

※その他、局検査員が立会を必要と認めるものについては、立会検査を行う。

② 分岐工事の時期

ア 分岐穿孔は、給水装置工事の最終工程で行うことを原則とする。

イ 開発行為等の給水装置工事の配水管からの分岐穿孔工事は、給水管布設後の最終工程とするが、特別な事情がある場合についてはこの限りでない。

(3) 通水作業の立会検査

① 通水作業の立会検査区分

指名主任技術者立会のもと、検査を行う工事は、原則として、下記の表のとおりとする。

分岐される管	口径(mm)	取出管口径(mm)	分岐材料	立会検査
鑄鉄管	75~350	20~25	サドル付分水栓	×
		40, 50	割丁字管 (簡易仕切弁付)	×
		75以上	割丁字管	○
ポリエチレン管	13~50	13, 20, 25	サドル付分水栓	×
		同口径分岐	ポリエチレン管用テーズ	×

※その他、局検査員が立会を必要と認めるものについては、立会を行う。

② 通水方法

ア 50mm以下の場合

50mm以下の給水管の通水作業を行う場合は、出水量を調整しながら分岐部分において、一度排水を行う。その後、管を接続し、管の末端で再び出水量を調整しながら管の洗浄を行う。

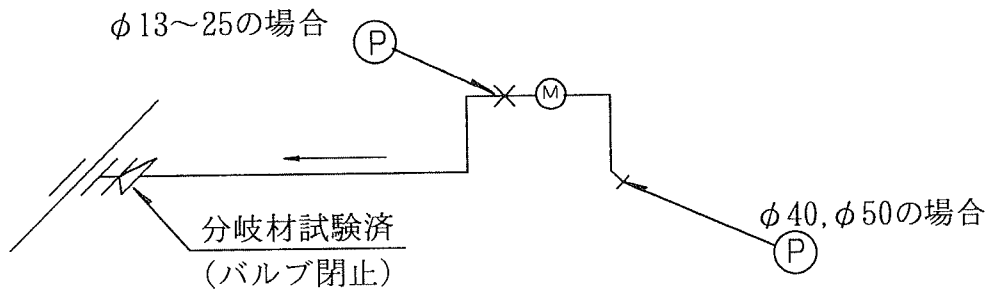
イ 75mm以上の場合

(ア) ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

- a 通水作業を行う前に、局検査員の立会を求めるとともに、管洗浄用水計測メーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を払出する。
- b 局検査員立会のもと穿孔作業を行い、完了後、スワブを挿入し、管を接続する。
- c 局検査員の指示により出水量を調整しながら仕切弁を開けて、スワブを水圧により押出し、仕切弁を一度閉止する。
- d 管末に管洗浄用メーターを設置する。
- e 出水量を調整しながら末端バルブを開けて、新設管内の水を二替わり程度排水する。排水完了後、末端バルブで閉止しておく。
- f 約一日経過後、施工した指定事業者が採水し、水質の確認は水道局が行う。
- g 水質が合格と認められた後、管洗浄用メーターを撤去し、水道局に返却する。

イ 給水管の口径が13から25mmの甲止水栓使用のものは、分岐材の試験を終了した後、給水管等を接続し、止水栓手前エルボより試験を行う。

(図-2参照)



(図-2)

ウ メーター以下の給水装置の場合は、末端給水栓まで施工した後、給水栓とメーターの間で試験を行う。

エ 試験実施前に管内のエア抜きを十分行う。

オ 加圧状態は、1回の水圧試験に1枚の記録用紙とし、加圧から減圧までを1ストロークとして自記録装置により記録する。

カ 記録用紙には、次の事項を記載する。

(ア) 施工年月日、施工箇所、申込者名

(イ) 立会者確認（指名主任技術者、申込者または建築業者の印かサイン）

(ウ) 分岐等の試験箇所

(エ) 団地等で複数の試験を行う場合は、竣工図との照合番号

キ メーター以下の装置の試験では、次の事項に留意して実施する。

(ア) 一括した加圧が困難な場合は、部分的に加圧、記録してもよい。

(イ) 湯沸器等直結器具の取付けおよび給湯配管のあるものについては、直結部分の試験を行う。

(ウ) 受水槽またはシスタンク以降の給水設備は、直結配管同様試験を行うことが望ましい。

(エ) 共同住宅等で、特例検針を申請する場合は、設備の試験を行う。

(5) 水道局が行う完成検査

配水管の適正な管理と水質の安全確保のため、必要な範囲の検査を行うもので、完成検査にあたっては、現地において指名主任技術者立会のもと、局検査員が行うことを原則とする。

① 立会完成検査

- ア メーターを設置する工事
- イ 病院や飲食店等において、特殊器具を設置する工事
- ウ 受水槽設置等（私設消火栓、井戸水等）の工事
- エ その他、開発行為等の局検査員が立会を必要と認める工事

② メーター以下の給水装置の検査項目

ア 使用材料等の確認

使用材料および用具については、給水装置工事検査申請書に添付される給水装置工事使用材料書で行う。

イ 給水方式の確認

（直結式給水）

（ア）水道局で定めた5階までの範囲

（イ）末端給水栓の出水量

（受水槽式給水）

（ア）受水槽の容量、設置状態および定水位弁の有無

（イ）末端給水栓の出水量

ウ 配管の確認

（ア）井戸水等のクロスコネクション

（イ）複数のメーターが設置された場合

（ウ）配水管の水質等に影響を及ぼす配管（給湯の循環使用、暖房の補給水、受水槽以降の給湯配管と直結給水配管との混合水栓による接合等）

エ 水抜栓等用具の設置状態の確認

オ メーターの確認

（ア）メーター番号

（イ）メーターの設置状態

③ 水質検査

局検査員は、完成検査立会の際にDPD剤（No.1）により残留塩素測定を行う。また、水道水の臭気、味、色、濁り、異物の確認を行う。

④ 路面復旧の確認

路面復旧の確認は、路面復旧完了届および占用工事完了届に添付する写真が提出された後、局検査員が行うが、復旧状態が良好でないと認められる場合は、工事の再施工を求める。

⑤ 立会を必要としない検査

- ア 工事用および散水栓1栓のみの設置工事

- イ 公道以外の撤去工事（切り離し箇所の写真）
- ウ メーター以下の改造工事（検査員が必要と認めるものは除く）
- エ 道路路面復旧工事
- オ 修繕工事（検査員が必要と認めるものは除く）

⑥ 現場検査の省略

- ア 水洗化工事でフレキシブル継手による接合のもの
- イ 給水栓，ボールタップ等の給水用具および取付用の設備を撤去する工事
- ウ 埋設管の位置を変更する工事（設計審査で立会が必要と判断されるものは，工事中に立会う）

(6) 指定事業者が行う完成検査

- ① 指定事業者（主任技術者）は，完成図書の検査と現地検査を行い工事竣工検査表により，給水装置の構造および材質基準に適合していることならびに，水道局の取扱基準に適合していることを確認する。
- ② 給水装置の使用開始にあたっては，水圧試験を行い，メーター設置後，通水，管内洗浄，水質の確認（臭気，味，色，濁り，異物）を行う。

(7) 水質試験

① 基本事項

- ア 水質試験のための採水は，局検査員の指示により行うこと。
- イ 採水した水は，施工した指定業者が水質試験所に届ける。
- ウ 水質試験は，函館市水道局水質試験所が行う。

② 新設铸铁管布設工事の水質試験

- ア 管洗浄終了後，局検査員の指示により水質試験のための水を採水する。
- イ 試験水は，铸铁管布設管路のそれぞれの末端から採水する。
- ウ 試験項目は，次のとおりとする。

(7) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査：採水ビン 500 ml 2本
 (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100 ml 1本

③ 受水槽式給水の水質試験（共同住宅等の特例検針を認める場合）

- ア 受水槽の清掃および給水設備の管洗浄終了後，水質試験のための水を採水する。
- イ 採水は，受水槽内と最上階等の末端給水栓の2箇所とし，それぞれ採水ビン 2000 ml 1本，滅菌採水ビン1本ずつとする。
- ウ 水質試験は，函館市水道局水質試験所で行い，試験項目は，次のとおりとする。

(7) 濁度，色度，pH値，残留塩素検査等：採水ビン 2000 ml 2本
 (イ) 一般細菌検査：滅菌採水ビン 100 ml 2本

第2部 給水装置工事手続等の取扱

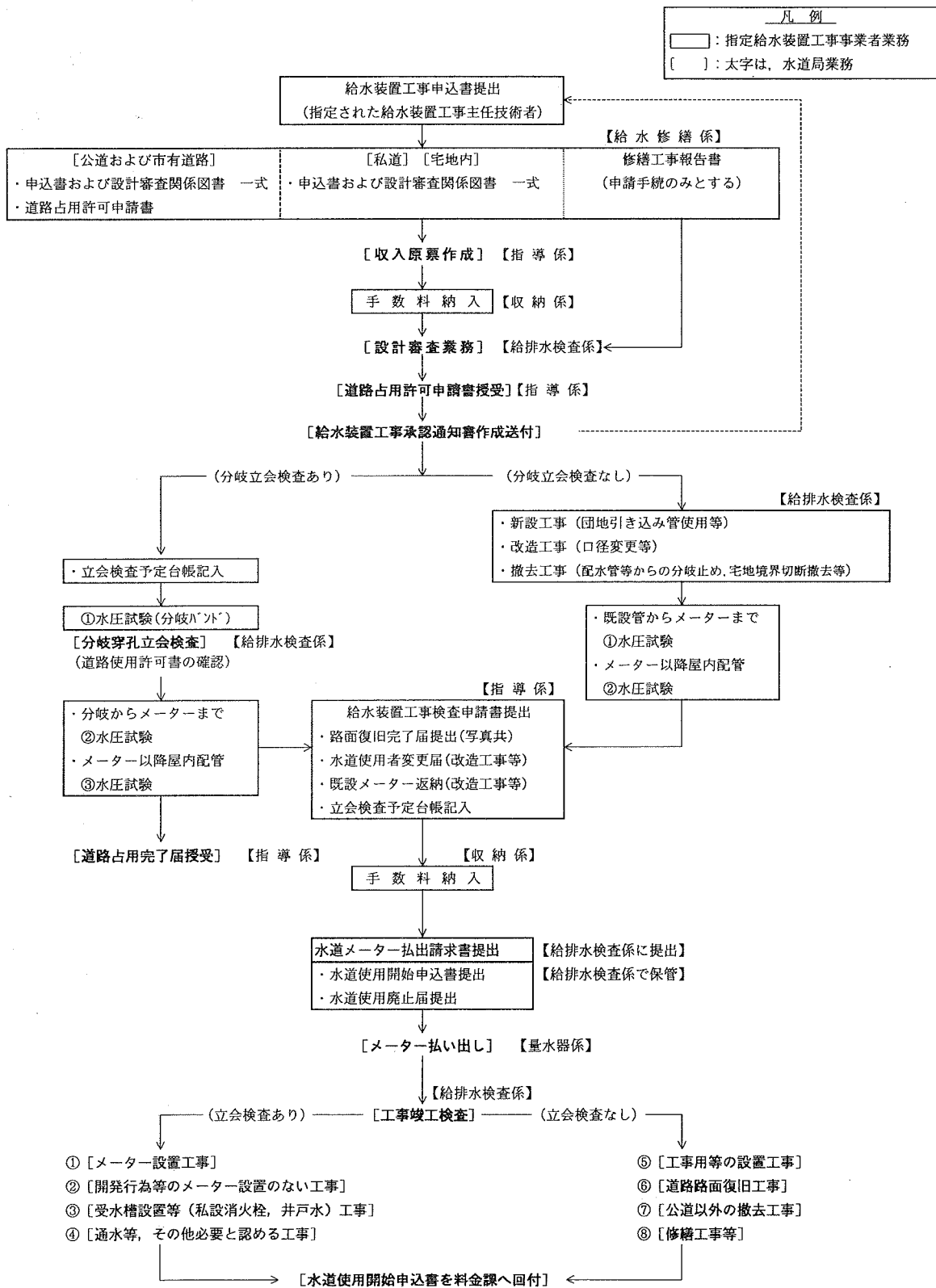
1. 手続等業務のフロー	1
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー	1
(2) 修繕工事の基本フロー	2
2. 申請の手続	3
(1) 給水装置工事申込（設計審査申請）	3
① 申請時期と提出手続	3
② 給水装置工事の種別による申込の取扱	3
③ 申請書様式作成例（別紙）	3
(2) 道路占用許可申請	3
① 申請時期と提出手続	3
② 申請書様式作成例（別紙）	4
③ 工事関係諸官公庁	5
(3) メーターの受け渡し	6
① 受け渡し手続	6
② 払出時期等	6
③ 水道メーター貸与の特例	7
④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱	7
(4) 工事中止の申請	7
(5) 給水装置工事検査申請	8
① 申請時期と提出手続	8
② 申請書様式作成例（別紙）	9
③ 道路占用完了届の提出	9
(6) 立会検査の申請	10
① 申請の方法	10
② 検査員の指示	10
③ 給水装置工事検査区域割図	11

(7) 修繕工事等の報告	1 2
① 修繕工事報告書の提出	1 2
② 軽微な変更届の取扱	1 2
③ 使用水量等の認定	1 2
④ 凍結解氷作業の報告	1 2
(8) その他	1 2
① 閉栓を依頼されたときの手続	1 2
② メーターの返納および亡失	1 2
③ 開栓を依頼されたときの手続	1 2
3. 手数料の取扱	1 3
4. 給水装置工事竣工図書等の閲覧の取扱	2 1
5. 開発行為等（宅地造成）に伴う給水装置工事の取扱	2 3
6. 中層建築物直結給水の取扱	3 1
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱	4 3
8. 私設消火栓等の取扱	5 7

第 2 部

1. 手続等業務のフロー

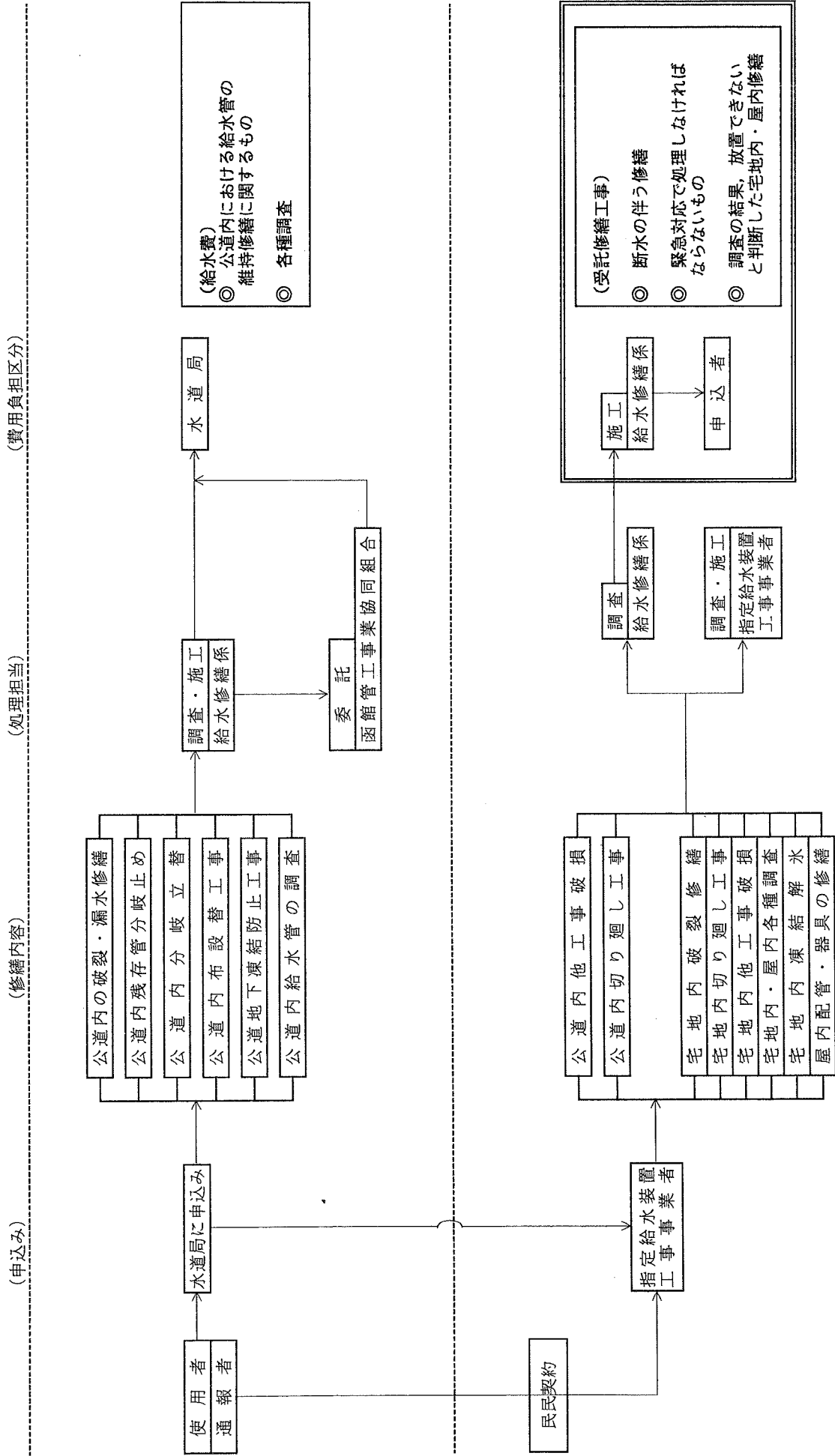
(1) 給水装置工事（新設・改造・撤去）の手続関係基本フロー



【取扱】

(2) 修繕工事の基本フロー

指定事業者または水道局が行う修繕工事の全体の流れは、次のとおりである。



③ 工事関係諸官公庁

所管事項	所管官公署等	電話
道路占用許可 国道	函館開発建設部 函館道路事務所管理係	(代)49-2631
道路占用許可 道道	函館土木現業所 事業部事業第一課管理係	(代)51-9122
道路占用許可 市道	函館市土木部 維持課施設管理係	(代)21-3409
道路使用許可 全路線	函館中央警察署 交通課道路使用係	(代)54-0110
	函館西警察署 交通課企画規制係	(代)42-0110
下水道 本管工事担当	函館市水道局 下水道部建設課工事第1係 工事第2係	(代)23-8884
都市ガス 立会依頼 切損事故補修	北海道ガス(株) 函館支社 供給グループ	(代)41-3175
電気 地下ケーブル立会	北海道電力(株) 函館支店 営業部配電グループ	(代)22-4111
	函館電力所送電グループ (特別高圧ケーブル)	43-6421
電話 地下ケーブル立会	NTT-TE北海道(株) 函館支店 アクセスサービスセンター	45-5551
	函館電報電話局 第一線路課(海岸,千歳以西)	21-2191
	函館電報電話局 第二線路課(亀田川以北)	21-2351
	東電報電話局 線路課 (亀田川以東)	21-2361
消防関係 建物消火設備 団地内消火栓	函館市消防本部 予防課	22-2144
	警防課	22-2146

(3) メーターの受け渡し

① 受け渡し手続

ア メーター受取のみの場合

(ア) 申請者は、「給水装置工事検査申請書」、「水道使用開始申込書」および「水道メーター払出請求書」を給排水検査係に提出する。

(イ) 申請者は、給排水検査係が受けて押印した「水道メーター払出請求書」を量水器係へ提出する。

(ウ) 量水器係は、メーター払出する場所を申請者に指示し、「水道メーター受取書」を発行してメーターを払い出す。

イ メーターの返納が伴う場合

(ア) 新メーターの設置と旧メーターの返納が伴う工事では、「水道使用開始申込書」、「水道使用廃止届」、「水道メーター払出請求書」、「水道メーター返納書」により、新旧メーターの受取と返納を同時に行うことを原則とする。

(イ) メーターの口径変更等の工事で返納、受取を同時にできない場合は、「水道使用廃止届」、「水道メーター返納書」の提出と旧メーターの返納は、5日以内とする。

② 払出時期等

ア メーターの払出は、工事完成後「給水装置工事検査申請書」および所定の届出書の提出後とし、祝日を除き月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

イ 開発行為等の宅地造成に伴うメーターの設置されない給水管布設工事では、管洗浄に使用する排水水量を計量するためのメーター（以下「管洗浄用メーター」という。）を一時貸与し、排水期間中の設置とする。

この場合の分岐穿孔工事は給水管布設完了後、工事の最終工程で行うこと。

設置するメーターは、申請により分岐穿孔前に貸与する。

ウ メーター口径変更工事は、申請者の工事工程に合わせて、所定の届出書を提出する。

③ 水道メーターの貸与の特例

- ア 口径50mm以上のメーターは、ボックス設置の関係から先出しとする。
 イ 管理者が特に必要と認める場合は、先出しとする。なお、パイプシャフト内に各戸メーターを設置するものは、下記の表のとおりとする。

共同住宅等の給水装置の形態		工事施工後の給水装置の形態	水道メーターの払い出し時期
新 築	中層建築物直結給水	中層建築物直結給水	各戸メーター後出し
	受水槽式給水特例検針住宅	受水槽式給水特例検針住宅	参考メーター後出し 各戸メーター先出し
既 設	受水槽式給水特例検針住宅	中層建築物直結給水	各戸メーター先出し
	受水槽式給水住宅 (特例検針していない住宅)	受水槽式給水特例検針住宅	各戸メーター先出し

④ 管洗浄用メーター設置に伴う取扱

管洗浄用メーターを設置し、水を使用する場合は、次のとおりとする。

- ア 管洗浄用メーターを設置し、排水を行う者は、通水作業立会検査の申請時に「管洗浄用水使用申請書」を給排水検査係に提出する。
 イ 管洗浄用水の使用を許可する場合は、水道部長決裁とし、使用者に「管洗浄用水使用許可書」を送付する。
 ウ 管洗浄用メーターは、「管洗浄用水使用申請書」の提出時に貸与する。
 エ 管洗浄作業が完了し、水質検査合格の後、局検査員は使用水量の確認を行う。確認の後、給排水検査係に「管洗浄用水使用報告書」を提出し、管洗浄用メーターの返却を同時に行うこと。
 オ 「管洗浄用水使用報告書」提出後、水道部長決裁を受け、使用水量を認定し、「管洗浄用水使用料金内訳書」を料金課調定係に提出する。
 カ 調定係は、納入通知書を作成し、使用者に送付する。
 キ 使用料金の支払は、料金課窓口または局指定金融機関とする。

(4) 工事中止の申請

給水装置工事申込後、工事中止となった場合指定事業者（主任技術者）は、すみやかに指導係へ工事中止届を提出すること。

(5) 給水装置工事検査申請

① 申請時期と提出手続

ア 申請時期

- (7) 各種立会検査の申請時期は、希望予定日を前日までに給水課備え付けの地区別の「立会検査予定台帳」に記入する。
- (イ) 新設工事の完成立会検査は、所有者等の入居前とする。
- (ウ) 工事完成後提出する給水装置工事検査申請書は、竣工後7日以内とし、その後行う完成立会検査は、5日以内とする。

イ 提出手続

- (7) 各種立会検査の申請は、台帳の記入によることとし、申請様式は定めない。
- (イ) 工事の竣工後に提出を必要とする伝票等
 - a メーター払出請求書
給水装置工事検査申請書の提出後、メーターの払出しを受けるときに提出する。
 - b 水道使用開始申込書（新設・改造・開栓用）
メーターの設置される新設工事、改造工事の場合に提出する。
水道使用開始申込書は、水道メーター払出請求書と同時に提出する。
 - c 水道使用廃止届（改造・撤去・閉栓・中止用）
新設、改造、撤去工事により既設メーターを閉栓する場合に提出する。
 - d 水道メーター返納書
新設、改造、撤去工事に取り外したメーターは、速やかに給水課量水器係に水道メーター返納書を添えて返納すること。
- (ウ) 工事竣工後に提出を必要とする図書等
 - a 給水装置工事検査申請書
 - b 給水装置工事 設計・（使用）材料書
 - c 給水装置工事竣工図（平面図、立体図、配管接続図等）
 - d 水圧試験記録表
 - e 工事竣工検査表（指定事業者自主検査）
 - f 給水装置工事写真
 - (a) 宅地内工事写真
 - ・メーター上流側埋設深度
 - ・メーター設置鳥居型配管
 - (b) 道路内工事写真
 - ・分岐穿孔
 - ・埋設深度
 - ・私道路面復旧完成

(c) その他

・分岐止（宅地内，道路内）

なお，写真撮影等については，道路占用完了届の提出 ア の基本事項のとおりとする。

g 水道使用開始申込書（新設，改造，開栓用）の1枚目

メーター払出時に給排水検査係が押印し発行されたもので，メーターの設置される新設工事および改造工事の場合に提出する。

h 水道使用廃止届（改造，撤去，閉栓，中止用）の1枚目

旧メーター返納時に量水器係が押印し発行されたもので，新設，改造，撤去工事により既設メーターを閉栓する場合，水道の使用を一時中止する場合に提出する。

i 路面復旧完了届

なお，給水装置工事検査申請書は給水課窓口に提出し，収入原票により，工事検査手数料を料金課窓口に納入する。

② 申請書様式作成例（別紙）

③ 道路占用完了届の提出

ア 基本事項

(ア) 申請書等に添付する写真は，所定の台紙（別紙）に，1枚ずつ貼ること。

(イ) 工事写真には，工事名，施工年月日，施工箇所，占用者名および施工者名を表示した標板を入れて撮影すること。

イ 市道，道道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着工前全景

b 埋設物件（埋設深度）

c 路面復旧後全景

ウ 国道の道路占用工事完了届

(ア) 占用工事完了届

(イ) 着手届

(ウ) 竣工届

(エ) 工事写真

a 工事着手前全景（カッター切断前）

b 工事竣工後全景

c 工事実施状況（工事状況全景）

d 誘導員配置状況

- e 根掘り
- f 埋戻し
- g 転圧状況（路床または路盤）
- h 分岐穿孔
- i 埋設深度
- j 路盤厚寸法
- k 転圧状況（路盤）
- l 細粒度アスコン厚寸法
- m その他、道路管理者が必要と認めたもの

(6) 立会検査の申請

① 申請の方法

- ア 立会検査は、来局して「立会検査予定台帳」に必要事項を記入する
- イ 「立会検査予定台帳」の記入者は、指名給水装置工事主任技術者または工事内容を熟知する者
- ウ 対象とする工事
 - (ア) 立会を指定している分岐穿孔工事
 - (イ) メーターを設置する工事
 - (ウ) 濁水の発生、水圧低下の恐れがある通水作業
 - (エ) 受水槽を設置する工事
 - (オ) その他必要と認める工事

② 検査員の指示

- ア 検査員は、工事工程等について事前に打合せを求めることがある。
- イ 検査員は、立会の際に必要な応じた指示をすることがある。
- ウ 指示に従わない場合、または不適切な技能者が従事しているときは、工事を一時中止させることがある。

(7) 修繕工事等の報告

① 修繕工事報告書の提出

修繕工事を施工した後は、7日以内に「修繕工事報告書」により、すみやかに届け出なければならない。

ア 宅地内修繕を行った場合（使用水量認定を必要とするものを含む。）

イ 破損修繕を行った場合（流出水量認定を必要とするものを含む。）

② 軽微な変更届の取扱

修繕工事の適用除外となる軽微な変更を行った場合で、使用水量の認定を必要とするときは、「軽微な変更届」を7日以内に届け出なければならない。

③ 使用水量等の認定

使用水量等の認定については、水道局の基準に基づき行う。

④ 凍結解氷作業の報告

凍結解氷をした場合は、「凍結解氷作業月例報告書」により、翌月の7日までに届け出なければならない。

(8) その他

① 閉栓を依頼されたときの手続き

ア 閉栓は、水道局が行うが、建物等を解体する場合は、指定事業者においても閉栓することができる。

イ 指定事業者が取外したメーターは、すみやかに量水器係へ返納すること。

② メーターの返納および亡失

メーターの返納およびメーターを亡失またはき損したときには、すみやかに管理者に届け出なければならない。

ア 水道メーター返納書

イ 水道メーター亡失（き損）届

③ 開栓を依頼されたときの手続

ア 空家に入居するため開栓を依頼されたときは、水道局に申込すること。

イ 開栓は水道局が行う。ただし、給水装置工事の伴うものは除く。

8. 私設消火栓等の取扱

8. 私設消火栓等の取扱

(1) 目的

直結する私設消火栓等は給水装置であり、設置箇所ごとの適正な管理を図るため取扱を定める。

(2) 用語の定義

この取扱において、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「私設消火栓」とは、函館市水道事業給水条例第4条第2号に定める私設の消火栓で、メーターを設置せず封かんされたものと参考（自己）メーターの設置された地上式消火栓および地下式消火栓をいう。
- ② 「私設消防用設備」とは、消防法施行令第7条に定める設備のうち、水道を水源とし、個人等が所有し管理する施設の屋外消火栓、屋内消火栓、消防設備用受水槽、防火水槽をいう。
- ③ 「公設消火栓」とは、消防水利の中で水道法第24条の規定により函館市水道局と函館市消防本部との協定書に基づき設置する地上式消火栓、地下式消火栓をいう。
- ④ 「公設防火水槽」とは、函館市消防本部が所有し管理する防火水槽をいう。
- ⑤ 「メーター」とは、管理者が貸与する水道メーターをいう。
- ⑥ 「参考（自己）メーター」とは、所有者等が購入し設置したメーターをいう。

(3) 消火栓等の設置および管理等

消火栓等の設置および管理は、別表の区分のとおりとし、函館市水道事業給水条例による。

(4) 消火栓の型式等

公道および公道に準ずる私道に設置する消火栓の型式等は次のとおりとし、メーター以下に設置する私設消防用具の器具等については、所有者の選択とする。

- ① 地上式消火栓は函館市型とし、栓体口径は150mmとする。
- ② 地下式消火栓は口径100mmの函館市型とし、副弁を設置する。副弁はボール式C型バルブとする。

(5) 私設消火栓の使用届等

私設消火栓を使用する場合の取扱は、次のとおりとする。

- ① 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（第13号様式・第40条関係）を提出し、管理者の指定する職員の立会を要する。なお、封かんは、管理者が行う。
- ② 参考（自己）メーターを設置しているものを一時的に専用給水装置として使用する場合は、管理者に水道使用開始申込書（第5号様式・第36条関係）と

水道使用廃止届（第10号様式・第40条関係）を同時に提出し承認を受けるものとする。

- ③ メーターの設置されている給水装置と共用のもの、またはメーターが設置されている私設消防用設備は、専用給水装置であり使用に係る規制はない。

(6) 公設消火栓の使用

公設消火栓は、消防または消防の演習以外に使用できない。ただし、管理者が特に認める場合を除く。

- ① 地震、風水害等の災害時の場合。
- ② 公共事業等で特別の事情があり、緊急に水の使用を必要とする場合。

(7) 料金の算定

消火栓の使用および私設消防用設備の水道料金の算定は、次のとおりとする。

① 公設消火栓

管理者が別に定める。

② 私設消防用設備（メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により1m³以上の水量が出た場合は、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

③ 私設消火栓（封かんされたもの。）

ア 専用給水装置として使用する場合は、携帯用メーターにより計量し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

イ 消防または消防の演習以外の無届け使用の場合は、使用した者に対し給水条例第40条に規定する過料を科する。

④ 私設消火栓（参考（自己）メーターの設置されているもの。）

ア 定期検針の結果、使用量がない場合は使用中止の扱いとし、水道料金は徴収しない。

イ 定期検針により1m³以上の水量が出た場合は、参考（自己）メーターによる水量を認定し、給水条例第30条に規定する料金算定の特例による。

(8) メーター等の設置基準

メーターの設置は、函館市水道局給水装置工事に係る取扱の基準により次のとおりとする。

- ① 私設消火栓等には、管理者がメーターを貸与し、所有者等が設置する。
- ② 参考（自己）メーターの設置されている既設のものは、異状または故障により計量が不可能になったとき、管理者はメーターを貸与し設置する。
- ③ 受水槽式給水による共同住宅等で、特例検針の認定を受ける建物に消防設備用受水槽を設置する場合は、その上流側にメーターを設置する。

- ④ 開発行為等により設置する地上式消火栓は、管理者と事前協議を行い、寄付採納されるものはメーターを設置しない。
寄付採納を受けた消火栓は管理者の所有とし、函館市消防本部が管理を行う。
- ⑤ 函館市消防本部所有のもの、若しくは帰属されることが決定している防火水槽にはメーターを設置しない。

(9) 封かん等

私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) その他

この取扱に定めない事項については、管理者が別に定める。

私設消火栓等の設置および管理の区分

設置場所	取扱および 使用基準	給水方式	消防用設備等 の種類	メーター の設置	所有者および 管理する者
公道または 公道に準ず る私道等	公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
			防 火 水 槽		消防本部所有 消防本部管理
開発行為等 により道路 用地内	[寄付を受けるもの] 公 設 (消 防 用)	直 結 式	地上式消火栓	無	水道局所有 消防本部管理
	[寄付を受けないもの] 私 設 (消 防 用)		地上式消火栓	無	所 有 者 等
	[都市計画法により帰属] 公 設 (消 防 用)		防 火 水 槽	無	消防本部所有 消防本部管理
各種構内 各種建物内	[既設] 私設 (消防または消 防の演習のほ かは使用でな い。)	直 結 式	[私設消火栓] 地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	[封かんが必要] 無	所 有 者 等
			参考(自己) メーター		
	[新設] 私設 (届け出の必要 はなく、専用給 水装置として 使用できる。)	直 結 式	地上式消火栓 地下式消火栓 防 火 水 槽	局メーター	所 有 者 等
		受水槽式	消防法の適用 を受けるもの 特例検針建物 の消防用設備		
直 結 式 直・受 併 用 式	給水装置と共 用のもの				

第4部 函館市水道局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱

1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	5
5. 経過措置	6

第5部 申請書等の様式

1. 申請書等の様式

(1) 給水装置工事設計審査申請関係

・ 給水装置工事申込書	1
・ 給水装置工事 設計 使用 材料書	3
・ 給水装置工事承認通知書	5

(2) メーターの受け渡し関係

・ 水道使用開始申込書（3枚複写）	7
・ 水道メーター払出請求書（3枚複写）	8
・ 水道使用廃止申込書（3枚複写）	9
・ 水道メーター返納書（3枚複写）	10
・ 管洗浄用水使用申請書	11
・ 管洗浄用水使用許可書	12
・ 管洗浄用水使用報告書	13
・ 管洗浄用水使用料金内訳書	14

(3) 給水装置工事検査申請関係

・ 給水装置工事検査申請書	15
・ 給水装置箇所現場写真（台紙）	16
・ 工事竣工検査表	17
・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）	18
・ 路面復旧完了届	20

(4) 立会検査の申請関係

・ 立会検査予定台帳（水道局窓口に備え付け）	21
------------------------	----

(5) 修繕報告書関係

・ 修繕工事報告書	23
・ 軽微な変更届	24
・ 水道メーター亡失（き損）届	25

(6) 給水条例施行規程様式 (抜粋)

・ 代理人選定 (変更) 届	27
・ 管理人選定 (変更) 届	28
・ 用途変更届	29
・ 私設消火栓消防演習使用届	30
・ 給水装置所有者変更届	31
・ 消防用水道使用届	32
・ 給水装置異状届 (表) 修繕費用内訳書 (裏)	33

(3) 給水装置工事検査申請関係

- ・ 給水装置工事検査申請書
- ・ 給水装置箇所現場写真（台紙）
- ・ 工事竣工検査表
- ・ 占用工事完了届（道路管理者に提出用）
- ・ 路面復旧完了届

○ ○ ○ ○ ○

様

(道路管理者名)

[占用工事完了届]

許可番号	住 所	氏 名
	函館市 町 丁目 番 号	

【取扱一】

函館市水道局

給水課・指導係

○. 項 目 (例 舗装工事着工前)

○. 項 目 (例 埋設物件)

【取扱】

路面復旧完了届

受付年月日	受付者
年 月 日	

函館市公営企業管理者 水道局長 様

(指定給水装置工事事業者)

住所

名称

印

電話 ー

給水装置工事設置場所	函 館 市 町 丁 目 番 号
申込者氏名 (所有者)	

路面復旧年月日	年 月 日
道路破砕年月日	年 月 日
道路種別	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 道道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他
道路破砕箇所	<input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 歩車道
路面種別	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> インターロッキング <input type="checkbox"/> 砂利道 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装 <input type="checkbox"/> その他

略 図													課 長
													係 長
												検 査 員	

目標、寸法は明確に記入すること。

【取扱】

第 4 章 料金及び手数料

(料 金)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

第28条 料金の額は、水道メーターの口径および用途別の使用水量に応じ、次の表に掲げる基本料金の額および水量料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

給 水 装 置 の 種 類	基本料金 (1月につき)		水 道 料 金 (1月につき)						備 考
			家 庭 用				公 衆 浴 場 用	一 般 用	
			使用水 量10立 方メー トルま での分	使用水 量10立 方メー トルを 超え20 立方メ ートル までの 分1立 方メー トルに つき	使用水 量20立 方メー トルを 超え30 立方メ ートル までの 分1立 方メー トルに つき	使用水 量30立 方メー トルを 超える 分1立 方メー トルに つき	使用水 量1立 方メー トルに つき	使用水 量1立 方メー トルに つき	
専 用	メーター	円	無 料	107円	139円	146円	69円	146円	1 家庭用は、一般の家庭の生活の用に水道を使用するものに適用する。ただし、1個の水道メーターにより家庭用以外の用途と併用するものについては、使用水量30立方メートルまでの分を家庭用とみなす。 2 公衆浴場用は、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額によっている公衆浴場の用に水道を使用するものに適用する。 3 一般用は、家庭用および公衆浴場用以外の用途に水道を使用するものに適用する。
	口径 13	710							
	口径 20	1,110							
	口径 25	1,690							
	口径 40	3,780							
	口径 50	9,450							
	口径 75	18,900							
	口径100	37,800							
	口径125	75,600							
	口径150	113,400							
	口径200	189,000							
	口径250	264,600							
	口径300	378,000							

(料金の算定)

第29条 料金は、隔月に水道メーターにより使用水量を計量して算定する。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月水道メーターにより使用水量を計量して算定することができる。

2 水道の使用をやめたとき、又は中止したときは、その都度使用水量を計量し、料金を算定する。

(料金算定の特例)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、またはやめ、もしくは中止した場合における当該月の料金の額は、水道の使用日数が15日以内のときは第28条の表に掲げる基本料金の額の2分の1の額および水量料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とし、水道の使用日数が15日を超えるときは同条の規定による額とする。

2 月の中途において、水道メーターの口径または用途に変更があったときの料金は、変更後の水道メーターの口径または用途により算定する。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 水道メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するとき。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

(一時的使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、直接納付または集金の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第34条 第8条第1項の規定による指定を受けようとする者は、10,000円の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。

2 第8条第2項の設計審査および工事検査を受けようとする者は、次の表に定める手数料を添えて管理者に申請しなければならない。この場合において、当該設計審査および工事検査に係る工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為に関するものであるときの手数料については、給水管の最大口径、工事延長等に応じ、管理者が別に定める。

工 事 の 種 別			設計審査手数料 (申請1件につき)	工事検査手数料 (水道メーター1個につき)
新 設 工 事	給水管の最大口径	25ミリメートルまでのもの	3,900円	6,000円
	(工事検査手数料 にあっては、水道 メーターの口径)	25ミリメートルを超え50ミリ メートルまでのもの	5,800円	8,200円
		50ミリメートルを超えるもの	8,300円	10,400円
改 造 ま た は 撤 去 の 工 事			2,000円	4,100円

3 第37条第2項ただし書に規定する検査に係る手数料については、給水管の最大口径等に応じ、管理者が別に定める。

(料金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金および手数料を軽減または免除することができる。

第5章 管 理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者または所有者が、第9条、第24条第2項または第28条の規定による工事費、修繕費または料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条または第36条の規定による給水量の計量もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれある器物または施設を連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過 料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による承認を受けずに、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第19条、第29条、第36条または第38条の規定による水道メーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査もしくは給水の停止を拒み、または妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火せんを消防または消防の演習以外に使用した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 補 則

(委 任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(函館市水道使用条例の廃止)

2 函館市水道使用条例（昭和12年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(処分及び手続きに関する経過措置)

3 この条例施行前に、旧条例の規定によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則 （昭和34年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年1月分から適用する。

附 則 （昭和36年10月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年11月分から適用する。

附 則 （昭和39年6月30日条例第17号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 （昭和40年6月30日条例第12号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則 （昭和41年11月28日条例第28号）

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則 （昭和41年12月28日条例第51号）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。 （後略）

附 則 （昭和43年5月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、第28条の改正規定は、昭和43年5月分から適用する。

附 則 （昭和46年11月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。 （後略）

附 則 （昭和47年7月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、簡易水道事業の廃止に伴う改正規定の施行期日は、規則で定める。

附 則 （昭和48年12月1日条例第88号）

第3号様式（第19条関係）

給水装置 工事費分納願

函館市公営企業管理者水道局長様

年 月 日

願 出 人 (所 有 者)	住 所	
	氏 名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番	号
給水装置工事の種類別	新 設	改 造	撤 去	
設 計 年 月 日	年	月	日	
工 事 費 概 算 額				円
分 納 回 数				回

第4号様式（第19条関係）

月 賦 証 書

函館市公営企業管理者水道局長様

年 月 日

願 出 人 (所 有 者)	住 所	
	氏 名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番	号
給水装置工事の種類別	新 設	改 造	撤 去	
1 回 目 納 入 額	年	月	日	
設 計 年 月 日				円
残 額 分 納 回 数				回

遵 守 事 項	
<p>1 工事費の精算によって生じた還付または追徴金は、月賦額で調整することに同意します。</p> <p>2 工事費を完納しない場合は、給水装置の所有権を水道局に柳菱、譲渡売買を行いません。その間の給水装置の管理は、私の責任で行います。</p> <p>3 毎月の月賦金は、納入期日以内に必ず納入します。納入を遅延し、または支払い不能の場合は、違反処分として給水を停止し、または給水装置を撤去しても差し支えありません。</p>	

2 使用者は、前項の届出に係る悪質下水の量もしくは水質を変更し、その排除を休止し、もしくは廃止または休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(改善命令等)

第9条 管理者は、第5条の3第1項または第2項の規定に違反して、下水を公共下水道に排除している者に対し、期間を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、または公共下水道の機能および構造を保全し、もしくは公共下水道からの放流水を政令第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(水質の測定等)

第10条 除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、記録しておかなければならない。

2 前項の水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年^{厚生省令}_{建設省令}第1号)に定める検定方法により行なうものとする。

(使用料の徴収)

第11条 管理者は、公共下水道の利用者から下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 使用量は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第12条 使用料の額は、使用者が毎月排除した汚水の量に応じ、別表1に掲げる各区域ごとの基本料金の額および超過料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

2 悪質下水を排除する場合は、その排除する水質に応じ、別表2に掲げる料金に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額を前項の使用料の額に加算する。

(排除汚水量の算定)

第13条 前条の使用料の算定の基礎となるべき汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が1の給水装置を共同で使用した場合においては、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量により算定する。

(3) 前2号の場合において、使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なると認められるときは、その汚水の量について使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

(資料の提出)

第14条 管理者は、使用者に使用料を算出するために必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第15条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(行為の許可)

第16条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1) 施設または工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置および構造を表示した図面

(占用の許可)

第17条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受ける場合を除くほか、下水道の施設（その敷地を含む。以下この条において同じ。）に物件を設け、またはその他の方法によりその施設を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の許可を受ける場合に準用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

(罰則)

第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条の規定による確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者

(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者

(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者

(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者

(6) 第10条第1項の規定による記録をしなかった者または虚偽の記録をした者

第20条 市長は、偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第21条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、別表1のうち処理区域の基本料金および超過料金の規定については、昭和49年7月1日から、別表2の規定については、昭和50年4月1日から